

会 議 録

会議の名称	第14回小金井市子ども・子育て会議			
事務局	子ども家庭部子育て支援課			
開催日時	平成28年12月19日(月) 午後7時～9時			
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室			
出席者	委員	会 長 松田 恵示 委員 会長職務代理 新保 佳子 委員 委 員 飯嶋 智広 委員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 沢村 耕太 委員 水津 由紀 委員 高橋 みさ子 委員 鳴海 多恵子 委員 布谷 美幸 委員 馬場 利明 委員 原島 康晴 委員 森田 眞希 委員		
	事務局	子ども家庭部長 兼子育て支援課長 河野 律子 児童青少年担当部長 大澤 秀典 児童青少年課長 伏見 佳之 保育課長 鈴木 遵矢 保育政策担当課長 菅野 佳高 保育係長 中島 良浩 保育課主査 千葉 祐生 生涯学習課長 石原 弘一 指導室統括指導主事 高橋 良友 子育て支援係長 福井 英雄 子育て支援課主任 矢島 隆生		
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可			
傍聴者数	17人			
会議次第	1 開会 2 「のびゆくこどもプラン 小金井(小金井市子ども・子育て支援事業計画)」の進捗状況の点検・評価 3 子ども・子育て支援事業計画変更に係る量の見込みと確保の内容 4 家庭的保育事業等の認可について			

	5 今後の日程について 6 閉会
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	資料55 「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」事業進捗状況に対する平成28年度評価について（報告）（案） 資料56 子ども・子育て支援事業計画変更における量の見込みと確保の内容【第2案】 資料57 近隣市・類似団体における事業計画上の保育利用意向率 認可8 小規模保育事業認可申請書 認可9 家庭的保育事業認可申請書
その他	

第14回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成28年12月19日

開 会

○松田会長 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから第14回小金井市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

本日は水津委員がご所用がございましておくれられるということをお伺っております。

それでは、次第に沿って審議に入りたいと思いますので、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○子育て支援係長 配付資料ですが、まずこちら、次第になります。続いて資料55、のびゆくこどもプラン事業進捗状況に対する平成28年度報告（案）。この報告案の別紙としまして、A3の資料が29ページまでとなっております。次が資料56、量の見込みと確保の内容の第2案です。4ページまでとなっております。続いて資料57、事業計画上の保育利用意向率に関する資料です。続いて委員だけに配付させていただいていますが、認可の8、小規模保育事業計画概要です。A4で2枚あります。次に認可の9、小金井市家庭的保育事業等設置認可申請書、1枚となっております。

配付資料については以上です。不足等がございましたら事務局のほうにお申しつけいただければと思います。

○松田会長 よろしいでしょうか。

本当に、クリスマスも近いような年末、年の瀬になりましたが、前回は子どもプランの進捗状況の点検・評価ということでいろいろご議論いただいたところです。

これまでの審議結果に基づきまして、事務局のほうで報告書案の形にまとめていただいておりますが、前回会議でも保留になっているところもございまして、今日はそこをまず中心に進めていきたいと思っております。年の瀬なのですが、今日はいろいろたくさんありますが、ぜひ精力的にやっていきたいと思っております。

これは個人的なことですが、大学も今、卒業論文の提出があさってということで、実は直前までやっていたのですが、「えっ、先生、いなくなるんですか」と言われて、「きみたちの卒論よりも小金井市の子育てのほうの方が大事なんだ」ということで出てきましたので、精力的にいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、前回ちょっとご議論いただきました、特に教育委員会の指導室の關係の事案につきまして、今日は指導室の統括指導主事にご出席をいただいておりますので、特にいじめの対策等につきまして、いじめ防止基本方針を中心にご説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○子育て支援係長 指導室関係に入ります前に、資料55に関してご説明をさせていただきます。のびゆくこどもプランの今年度の点検・評価につきましては、これまで延べ3回の会議でご審議いただいたところですが、資料55はその審議結果について報告書案の形にまとめたものとなります。

資料55の本文の1ページで、1の教育・保育施設ですが、(1)として保育所利用の受給過不足、(2)児童人口推計の見直し、(3)子育て世代の転出超過の各項目について記載しております。

次に2の地域子ども・子育て支援事業ですが、(1)として利用者支援事業、(2)病児保育事業、子育て援助活動支援事業、(3)として一時預かり事業、(4)その他の4項目について記載しております。

次に2ページの3、子ども・子育て支援施策ですが、個々の事業の点検・評価結果につきましては、A3判の別紙6ページ以降となります。事業進捗状況評価表の3で、この中の右のほう、子ども・子育て会議点検・評価結果のほうに記載してございます。

また、本文の2ページ中になりますが、総体的な内容といたしまして、事業内容及び評価表記載のあり方について記載しております。詳細は資料をごらんください。

また、A3判の別紙のほう、評価表3の中で、前回会議で事務局対応となっていたものがございましたので報告させていただきます。

まず別紙の19ページになります。4の認可保育所での障害児保育、その下の5の学童保育所での障害児保育に関して、右のほうに、点検・評価の意見のところを下線を引いている部分ですが、記載内容に関して変更をという話があったので、その旨で、平成27年の進捗状況の自己評価の欄、文言を修正してございます。

続きまして22ページになります。5のいじめ・不登校の対策システムの一番上の指導室のところですか。いじめ問題について詳細な説明をいただきたいという話があったので、後ほど指導室のほうからご説明させていただきたいと思います。

続きましてその下、6の学校図書館活動のところですが、評価の方法、貸し出し冊数について記載をというお話があったので、記載してございます。

続きまして24ページです。1、異年齢交流の2段目の保育課の部分になります。正確な内容がわかるように記載内容を修正いただきたいというご指摘がありましたので、その旨、記載内容を修正してございます。

続きまして28ページになります。2、男女の協力による子育ての推進、下段の保育課の部分になります。プレママ・プレパパ事業ということで、こちらについても事業内容をもう少し詳細に記載してほしいというご指摘がありましたので、そのように記載内容を修正しております。

事務局からは以上となります。

○松田会長 前回ご議論いただいたものを、まず修正いただいたということで、今、報告がございました。その上で、特に前回のご議論で、担当という形でご説明をぜひいただきたいという部分に関して、本日、指導室のほうからおいでいただいているということで、前段をすっ飛ばしてしまいまして大変失礼いたしました。

それでは、今の修正と、特に指導室関係の部分でということで、加えてご説明をいただきたいと思います。

○指導室統括指導主事 教育委員会の統括指導主事の高橋です。よろしく申し上げます。いじめについてということで説明をさせていただきます。こちらのシートのほうでもご質問をいただいておりますので、いじめ基本方針についての説明、またこのご質問についても回答ができればと思っております。

まず、市のほうで平成26年12月に、小金井市いじめ防止基本方針というのを策定いたしました。こちらのほうは、教育委員会、学校、また保護者の代表の方等に集まっていたきまして原案を作成して、パブリックコメントをして作成をさせていただきました。

この基本方針に沿って、学校のほうで今度は各学校のいじめ防止基本方針というのを策定しています。これは全部の学校で策定をして、その方針に基づいていじめの未然防止、問題解決に取り組んでいます。

あと、学校の中では、方針だけではということで、さらに具体的な取り組みを進めるために、学校いじめ対策委員会というのを設置しております。これも全学校で設置をしまして、この学校いじめ対策委員会の中で、いじめの未然防止、問題解決等に対する取り組みを重点的に進めているところです。

いじめというのは今、原因が複雑化・多様化していて、なかなか認知がしにくいという状況があります。教育委員会としても、いじめはどこにでもあるものだということで、

学校の校長先生方にもお話をし、先生方にも話をさせていただいて、できるだけいじめを認知して、早期解決、また未然防止の観点からは、いじめが起らないように全教育活動を通じて未然防止の指導をしていこうということで取り組んでいるところです。

ご質問のほうですが、いじめが発生した後の対策はどのようになっているのかというご質問をいただいていますので、1つの例で話をさせていただきますと、未然防止の取り組みを進めているのですが、どうしてもいじめというものは起きてしまうことがあります。いじめが発覚した後ということですが、今、話をしました学校いじめ対策委員会のほうで、まず事実確認を行っていきます。それと同時に、いじめで苦しんでいるお子さんがいますので、そのお子さんの保護を行います。それから、事実確認をする中で、どういう指導・支援が必要なのかという見立てをして、実際に取り組んでいくことになります。学校いじめ対策委員会の中で対応できるものであれば、その中で対応していきます。学校いじめ対策委員会の中で対応が難しいというケースであれば、学校サポートチームというものがありますので、こちらは教育委員会が主管しておりますが、そのチームをつくりまして、そのいじめの案件に対して、教育委員会、学校が連携を深めて取り組んでいくということになっています。

ちなみに、先ほど言いました学校いじめ対策委員会のメンバーですが、これはいろいろな保護者からご指摘をいただくのですが、学校の内部の人間だけではだめではないかと言われております。そういうことも受けまして、学校の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部の専門家が入っていただいて、多様な視点からいじめの状況、また子どもの状況を見て、指導・支援に取り組むようなことを行っております。

ご質問があればまた聞いていただければと思います。以上です。

○松田会長 今ご説明をいただきましたが、指導室の統括のほうは、議事の関係から、前半でご退室いただくこととなりますので、もし関連してご質問等がございましたら、ぜひ前半に集中してお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○原島委員 どうもありがとうございました。具体的にわかれば教えてほしいのですが、ケース・バイ・ケースのことも多いと思いますが、いじめの事実確認を始めてから、実際の取り組みに至るまでというのは、どのくらいの期間がかかるものなのでしょうか。

○指導室統括指導主事 おっしゃるとおり、ケースがそのお子さんによって違うという状況があります。なので、どのくらいかかるかというのは難しいのですが、原則としては、いじめがあっ

たということを認知した瞬間から、教職員、学校、教育委員会は動いているということ
で対応しています。なおかつ、動き出してから解決するまでの期間はということもよく
聞かれるのですが、これもケースによって、一概にどれぐらい、1カ月とか半年で解決
できるということは言えないものですから、ケースに応じてということになります。

ただ、繰り返しになりますが、いじめを認知した瞬間からすぐ、学校のほうは学校対
策委員会に報告を上げて、すぐに動いていくことになっております。

○原島委員 ありがとうございました。事実確認から取り組みまで速やかに動くというお話だった
と思うのですが、児童保護とか見立てというのがその間に入ってくるのですが、その辺
はどれぐらいの時間がかかるものなのですか。

○指導室統括指導主事 いじめの認知というのがさまざまなケースがあります。例えば子どもから直接
先生に訴えがあれば、その段階からお子さんを保護する手だてを考えます。それと同時
に、どういうことが起きたのかという事実確認も進めていきます。そのような手順で、
わかった瞬間からすぐ動いていくということになります。これは1つのケースの例です
が、例えば保護者の方から、いじめがあるようですがという心配事のご相談をいただく
ようなケースもあります。そういう場合でも、ご相談をいただいた瞬間から、学年の中
で、教員の中で、こういう相談があるのだけれど実際どうなのかというところを状況確
認をしながら動いていくということで、つまり、相談を受けたらすぐに動いていくとい
うことになります。

○原島委員 ありがとうございます。

○松田会長 原島さん、もう一段、その意図をお伝えくださると。

○原島委員 実際のところ、中学生の娘もいるもので、個人面談とかに行くと、先生がそれとなく、
クラスで困っていることはないかというようなことをヒアリングしているのも、恐らく
こういう対策の一環で考えていらっしゃるのかなと思っただけで、そうすると、把握
機会というのがそんなにたくさんないのかなと思ったりして、学期に1回ぐらいしか三
者面談的なものもないので、把握する機会も乏しいのかなと思って。

だとすると、この事実が確認された時点で解決までできるだけ速やかになっていない
とまずいのかなと思っただけで、どれぐらい時間がかかるのかなとお尋ねしました。

○指導室統括指導主事 おっしゃるとおりで、どうやって把握をしていくか、把握するタイミングとい
うのは非常に重要です。定期的な把握ということでは、子どもに対するアンケート調査
を1年間の中で複数回行ってあります。あと、学年によっては、スクールカウンセラー

と全児童・生徒の面談の機会を年度当初に持って、そこで把握するようなこともしております。あとは、学年、担任、またチームとして、お子さんの様子を常に行動観察をしながら、ちょっと元気がない、ちょっと休み始めたとか、そういう日常的な把握など、把握の仕方何種類かに分けて、年間を通して継続的に取り組んでいるという状況です。

○原島委員 ありがとうございます。難しいんですよね。いじめの把握って、恐らくすごく難しいなど思ったのは、個人面談などでも、具体的にうちの子が、例えば先生の前で考えた後に、誰々なんかはちょっと、なんていうことを言うと、その先生も、「ああ、誰々はね」というような感じの答えで、どういうニュアンスで捉えられているのかなど。何か問題があることはわかっている、だけど、「誰々はね」という、そこから先に行っているのかいないのかというのがちょっと気になったりしまして。

すぐ動くという言葉を開けたので、何かしら対策はすぐにしてくださっているのだろうと思うのですが、そういうグレーなところというのが一番難しい問題なのかなと思いますし、グレーだと認識していたものが、当事者にとってはもう真っ黒けになっているということがいじめ問題の表面化して、社会問題になる大きな原因だったりもするかと思いますので、いじめの対策を十分なさっているというのは、前回、小川委員のほうからもすごくお話をいただいたので、対策については安心しているのですが、起こった後の処理というのを僕らは知らなかったので教えていただきました。ありがとうございます。

○森田委員 質問というよりは、前回も時間がない中でだったので、あまりこのところをいろいろ話題として挙げさせていただくことができなかったことについて、ずっと今日まで、もし前回のこの会議の中でのやりとりを子どもたちが聞いたら、今本当にいじめられている、からかわれていることで悩んでいる子どもたちが、もし、今日のこの会議の大人のやりとりを聞いたらどんな思いを持つだろうなということはずっと思いながら、今日まで過ごしてきました。

確かに対策というところでの、心配すればきりがありませんが、大人たちが対策をしているという、その出す雰囲気が、また子どもたちが、言ってみれば先ほど高橋先生も、最初に巧妙にされているときがあるとおっしゃっていたのですが、何かまた新たな形からかいいじめにつながっていやしないかなど心配になってみたりしていたのですが。

ただ、気になったのが、先日、緑小の公開日に行って、その帰りに車の中でラジオを聞いたら、ちょうど東京都のいじめ対策の何か大きな会議があったと。そのことで、各

学校の対策の仕方の報告というのが挙がっていたんです。どんなことをしているのかと
思ったら、どこどこ区のある学校では、週に2回席がえをします。それが対策として報
告が上がっているということがあったんです。それは、隣同士で深い友達関係をつくら
せないようにするために、週に2回席がえをしていると。それを聞いたときに、もっと
大人が考えなければいけないことってたくさんあるよなと思いつつ、ほかの事柄につ
いて、その委員会の中でどういうことが話し合われたのかなと気になったところです。

済みません、とりとめがなく。以上です。

○馬場委員 これはA評価になって、実施内容によって評価ということなのですが、実際、本当の
内容がAでいいのかという話もちよつとありまして。例えばいじめによって不登校の数
とか、そういうものは実際にこういう基本方針を定めて、各学校で徹底するようになっ
て、減っているのかというのはどうなのでしょう。

○指導室統括指導主事 不登校の数については、公開はしていませんが、東京都よりは若干低い傾向に
あるというお答えをしています。これは数が低ければいいということではなくて、小金
井市もやはり、不登校の子が多い少ないではなくて、そういうことで困っているお子さ
んに対する支援を充実させていくというスタンスで取り組んでいます。

いじめが原因の不登校ということですが、これはなかなか、不登校の原因の特定とい
うのが難しく、今は複合化の要因による不登校というお子さんが多いんです。だから、
いじめだけというのが、なかなか判断がしにくいというところにあります。

ただ、いじめが関係しているだろうというケースもあります。そういうケースについ
ても、ほかの要因もあるのですが、いじめの部分については丁寧に学校のほうで支援、
指導の取り組みをしているということです。

○馬場委員 ありがとうございます。

○岩野委員 参考までに、先ほど統括がおっしゃった、都より低いというのは、都の平均より低い
という意味になりますか。都の平均であれば、その具体的な数字を明かしていただける
ようでしたら教えていただきたいのですが。

○指導室統括指導主事 済みません、説明が足りませんでした。都の不登校の出現率というのがあるの
ですが、その出現率よりは低い傾向にあるという答えになります。

なお、都の出現率については、今は手持ちの資料がありませんので、済みません。東
京都のホームページとかを見ていただけるとわかると思います。

○小幡委員 いじめってすごく広い問題だし、対象になる子どもたちもいろいろな子どもたちがい

と思うのですが、私の立場から言わせていただくと、ちょっと発達アンバランスがある子などは割とターゲットになりやすいところがあって、何かができないという子をターゲットにしていじめになるというのは割とあるケースだと思います。そうでないケースもあったりして、なかなか複雑だとは思いますが、あえてそっちのほうだけで話させていただくと、いろいろな子がいて、いろいろな育ちをして、ゆっくりな子もいれば早い子もいるというところをお互い認め合えるような、そんな場が社会の中にも、特に学校は社会の縮図だとよく言われますから、そういうところがとても大事なんじゃないかなと。

じゃあ実際どうしたらいいんだということになると、なかなか、すぐにどうしたらいいという案も難しいのですが、そういう気持ちを持って大人が接すること、特に学校の先生にお願いしたいところでもありますが、学校の先生だけではなくて地域の人とか、それこそ私たちでも、大人がそれぞれそういう思いで子どもに接するということはとても大事なのではないかなと思います。

できればうれしいし、子どもはできたことがすごくうれしくて自信になっていくのですが、できなくても挑戦したよねとか、少しずつできるようになるよとか、今できなくても大丈夫だよ、きみはきみのままでいいよというような、そんなメッセージをちゃんと発信していかななくてはいけないのではないかなと思いました。

障がい者関係で言えば、共生のまちづくりの条例をちょっと、自立支援協議会のほうでもつくっていきたいということでやっている最中ですので、そういう意味でも、障がいがあってもなくてもみんな同じだよという、そういうメッセージを強く発信できるような、本当にこれはまち全体だと思うのですが、それがこういうことの防止にもつながっていくのかなと思います。

済みません、とりとめもないのですが。大きな話で、失礼しました。

○松田会長 委員の皆さんからも、ここに関してはご関心が高いと伺いますか、ご意見をいろいろいただいたところで、前回少し検討として残した部分でしたので、今日は指導室のほうから来ていただいて、さらに補足の説明をいただきながら、議論を深めていけているかなと思うところです。

そうしましたら、その他の部分もあるということで、いかがでしょうか。もし、まだご質問等が残っていれば、

○沢村委員 いじめのこと以外でもいいですか。同じページの教育相談になると思うのですが、就

学相談というのがありますよね。新しく小学校に入る子について、通常学級でいくか通級にするかという相談にちょっとかかわる機会があったのですが、そのときに、通っている保育園から資料を出してもらって、もし、発達支援センターのきらりに通っている場合に、そこから資料を出すのかなと思ったら、それは出せないみたいなことを言われまして、主治医がいる場合は、主治医は必須だという説明を受けたんです。

子どもの状態によっては、医療機関にはかからないけれどきらりに通っているという子も結構いて、その状態について病院に相談したことがないのに書類を書いてくれといっても断られたりして、きらりの場合は、例えば月に1回なり見てもらっているから状態をよく知っているんです。よく知らない主治医のほうが必須で、状態をよく知っているきらりのほうは出さないというのは、ちょっとどういう仕組みなのかなというのが疑問に思ったのですが、そのあたり、何か理由があれば教えていただきたいと思います。

○指導室統括指導主事 済みません、就学相談に関する事務手続になりますと、うちの担当ではないんです。

○沢村委員 教育相談とは違うんですか。

○指導室統括指導主事 関係はしているのですが、就学相談は別の課になりまして。手続的なことをうちがコメントしてしまうと。

○沢村委員 その課の方というのはこの会議には出られていない。また違うんですね。済みません。ただ、ちょっとおかしいんじゃないかなというのは何となく思ったので、問題提起させていただきます。

○松田会長 ありがとうございます。大変貴重なご指摘です。

それでは、指導室の案件ということでは、一旦終わらせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは引き続きまして、その他の部分も含めまして、審議を続けたいと思うのですが、前回、民間保育所の取り扱いについても少しご議論いただいたところがございますので、事務局から補足説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○保育課主査 前回の子ども・子育て会議でご指摘いただきまして追記した部分について、ご説明させていただきます。

まず、私どものほうで今回追加したのが、事業評価表3の24ページでございます、職場体験の公立保育園と民間保育園での実施数、それから28ページでございますプレママ・プレパパの教室の実施数の公立保育園・民間保育園の数を追記させていただきました。

た。

まずこちらの趣旨ですが、前回の会議でご指摘いただきまして、今申し上げた2つの事業につきましては、民間保育園で取り組んでいただいているものほんの一角に過ぎないものです。こちらは学生さんの受け入れや地域の交流という意味でいうと、ここに全て書き切れなくてちょっと心苦しいところもあるのですが、例えば地域交流という意味では、各種広場事業を各園で実施いただいております。例えば読み聞かせの会ですとか、わらべ歌や手遊びなど、各園で特色のあるものを、定期的に市報こがねいでも公開しているのですが、そのときに合わせた、毎年ニーズも聞きながら、さまざまな取り組みを実施いただいております。

加えまして、実務担当としてちょっと心苦しいところは、今回の計画につきましては、市内全体の子育て支援策を点検・評価いただくために、その一角を切り取ってどのぐらい進んでいるかというものはかるものであります。詳細な内容につきましては、今年の夏の子ども・子育て会議で高橋先生に実施いただきました民間保育園のアンケートなどでもあるところですが、事業数でいうと本当にたくさんございます。私どもとしてもさまざまな活動を実施いただいているという認識はございますが、こういった点検評価といったときにどこまで掲載していくかについては、今後も研究・検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。先日、民間保育園の園長会がありまして、受け入れ施設として評価表の1とか2の中では同じように扱われているのに、子育て支援施策については評価に挙がっているところと挙がっていないところがあるというのが、ちょっと民間園としては納得できない部分があるという意見がありまして、それについて保育課のほうから、その原因としては、そもそもこののびゆくこどもプランの中の数値目標の中に、民間園の活動も含めた数値目標が挙げられていなかったということで、今おっしゃったように切り取って、そこの部分を評価してということだったので、そこに民間園の活動が挙がってこないという説明をいただきました。

それもよくわかることなのですが、ただ、具体的な数値目標を掲げるというのは、民間園が掲げるというよりも市の施策として総合的に掲げていただきたいと思いますので、また、今後いろいろな事業者が保育施設をつくっておりますし、さまざまな規模の保育園がたくさんふえてくるわけですので、このプランを今度見直すときには、その

辺も含めて数値目標というか、それをつくっていただきたいと希望しております。今回はありがとうございました。

○松田会長 ありがとうございます。今のことは本当に重要なことではないかと思しますので、それはご意見としてノートさせていただきながら、次回以降、ぜひ生かしていきたいと。そういうことでお願いできればと思います。

この件も含めまして、あと28ページの男女の協力による子育ての推進の保育課の部分も評価が保留となっていますので合わせまして質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小川委員 内容のことではないのですが、表記のことで以前から気になっているところがあったのですが、例えば講座名などで「父親」とか「お父さんと遊ぼう」というような言葉が、今、学校ではほとんど「父親」とか「母親」とかは使いません。「保護者」です。今はいろいろな家庭がありまして、父親とか母親とか、例えば「このプリントをお母さんに渡して、お父さんの判こをもらってきてね」というような言い方はしません。

何を言いたいかという、違う表現が適切ではないのかなということ、本当に複雑な家庭があったりするので、公のもので出すときにはこういう表現は控えたほうがいいのかという気がしています。

それから、「母子家庭」とか「父子家庭」というのは、私はこれからは「ひとり親家庭」という言い方で統一していったほうがいいのか。支援の仕方のところで、母子家庭はかなり恵まれているけれども父子家庭は恵まれていない部分があったりするので、これは法律的なことではしょうがないのですが、表記の上では統一していったほうがいいのか。と思っているので、ご一考いただければと思います。

○松田会長 今のことについて、市のほうから何かございますか。

○子育て支援係長 今ご指摘いただきました点については、精査させていただきたいと思います。法律上決まっていたり、固有名詞の事業名とかで決まっているものについては変更できないかと思いますが、それ以外の表記に関しては調整させていただきたいと思います。

○松田会長 家庭の多様な状況というのが広がっていますので、包摂的な地域や社会をつくっていくという意味では言葉の問題は非常に大きなところもありますから。

ほかはいかがでしょう。

○原島委員 資料55の市長へ提出する文案なのですが、以前から新保委員も言っていたものですが、結構この事業評価について、すごい駆け足でやってしまったというか、やらざるを得な

かったような事情が、今年度、認可保育園の保育料の見直しとかそういったこともかわってきた関係であったこと、本来ならばもうちょっと時間をかけて評価すべきことも多かったように思ったり、私なども勉強不足もありまして、会議に来るまでに全部の施策だとか評価のコメントに目を通すことができなかつた部分も正直あります。この場に来ていろいろ、条件反射的に意見を戦わせたというのが、私は個人的にはそういうこともあったりしたので、何かしらどこかに、このペースで今後、子ども・子育て会議が事業評価をできるんだという誤解をあまり与えたくないなど。私は学童保育の代表出歩いて、任期2年でことし2年目で、また来年度は新しい人が来ることも十分に考えられる立場であることを思うと、今回のケースというのは特異だったということをどこかに書き添えていただくことを検討いただければと思います。

○松田会長 ほか、ご意見いかがでしょうか。

新制度になって、少し内容が広がっているといいますが、量も多くなっているというのがあって、月1回2時間の会議ということで、内容的にはどうしても圧縮みたいなことでやらざるを得ないというところはあったとは正直思っています。

しかしながら、内容を確認していくというのは大変重要な作業ですし、一方で会議外での委員の皆さんへのご負担というのがふえているという状況もありますから、そのあたりについて、少し中身として、文言として入れ込むということはいいかなと私は思います。

○新保職務代理 この評価は毎年やっていかなければいけない評価でして、こののびゆくこどもプランが子ども・子育て会議になったときに、この事業自体は減っているわけです。評価表の1の部分新しく入って、それ以降の事業の進捗状況評価表は、前は153事業ぐらいあったものが、今は100以下になっているので、前から比べれば評価しやすい状況にはなっているのですが、ここに出ている委員の皆様方がこの作業になれていないという、市の全体の評価をしていかなければいけない部分では、得意分野、不得意分野、それから初めてここで知る事業とかもありますので、今回はこういう忙しい、ほかにもやらなければいけないことがあったので、この評価についてかける時間は少なかつたですが、次回以降は、以前には、この会議とは別に作業をする時間というのを設けたりしたこともありました。各分野ごとに人数を割り振ってやったこともありました。

なので、いろいろなやり方はあると思いますので、次年度以降はそのあたりを、委員の皆様方で作業をどう進めていくのかという議論を経た上でこの作業をしていくと、よ

り効果的かなという意見も私としては持っております。

○松田会長 確かに、質問が事前にありますと、市のほうも、今日は指導室の方が来てくださいましたが、非常に子育て事業というのは多岐にわたっていますので、全ての担当の市の方に毎回ご出席いただくというのは現実的ではないというところがあって、そういう意味では、事前に質問が挙がっていると、その担当の課の方も来ていただきやすいということもありますので、少し評価の仕方や話し合いの仕方を検討していくということは、おっしゃるとおり、いろいろな意味で必要なことだだと思います。そのあたり、少しこの文言の中に書き込んでいくということで。

内容については、補充されているものは、市の自己評価をそのまま更新するという形でよろしいですか。

その他、いかがでしょうか。今、原島委員からも少しいただきましたが、2枚物のかがみ文といたしますか、全体の報告書のこの部分、資料55についても、もしご意見があればいただければと思います。

先ほどのいじめの部分は、個人的には非常に思いが強くありまして、大変申しわけないのですが、本学でも附属学校でこの案件に係る問題が生じまして、大変、世間の皆様にもご迷惑をかけたところなのですが、確かに、本当に学校とか行政サイドの対応というのはまず一つ重要な問題があるということで、本学も実はあさって、緊急の全学フォーラムを開くのですが、対応について、より考えていくということをやっているところでは。

一方で、指導室の方もおっしゃいましたが、いじめはなくなるということが理想なのですが、実際にはあるんです。本当に、どこにでも必ずある。ですから、そういうことをしっかりと認知して、そして家庭・地域・学校のチームワークの中で子どもたちを守っていくということが本当に重要だだと思います。

ですから、いじめの指摘件数が少ないからいい学校だという安直なものを見方を、むしろ子どもを取り巻いてみんなですることではなくて、先ほどもご議論いただいたような、まず発見して、それをどう改善していくかというところを、皆さんで頑張っていくというような、そういう活動のサポートをしっかりと行政が条件づけてくださることが大事だだと思います。そういう意味では、私どもでも取り組みを深めて連携していきたいというのは本当に思うところであります。

○森田委員 大学では、学生さんたちにその点について教えたりとか、話し合ったりという工夫と

というのは、どんどん変わってきているのですか。

○松田会長　そうですね。やはりカリキュラム自体を変えないといけないということで、来年度から、この内容に関して幾つかの全学の必修の科目で、必ず内容を深めて提供するようにとか、そういうことを一生懸命に努力すると。

○森田委員　学校公開日とかで行ってみると、先生方への負担というのはすごく大きくなる、それはもちろんわかっているのですが、いろいろな小さなちょっとしたポイントポイントで、そういったことを考えるチャンスって、見ているとたくさんあるんです。それを大人としてすくい取って、子どもたちと一緒に話し合えるかどうか。「今のそういうのっていいのかな」とか、そういう振り返る力量があるのかということもありますし、ただ、子どもたちが学校の中で本当に忙しいですよ。先生方も子どもも、互いにそういった一つ一つのことを振り返っている余裕もないのかなと思ったり。さっきも小幡委員がおっしゃったように、そういったところについていけないという、このテンポの速さや流れの速さについていけないところで、やはりいじめを受けるということをすごく目にします。

だから、先生がおっしゃったとおり、大人の世界だっていじめをやっているのだから、なくなるわけがないわけですし、人間が生き物である以上なくなるんだ、でも、それをなくそうとする気持ちって一体どういうものだろうということ、もう、私はそれだけでも、子どもたちは学校の中で話し合っていていいと思うぐらいなんです。それで、あいた時間に算数をやるぐらいでもいいんじゃないかなと思うぐらい、子どもたちを見ていると感じます。

○松田会長　恐らく、このあたりの話は、各委員の皆さんにお話しいただくと、これは延長戦を何回かやらなければいけないような議論になる。それほど重要で、かつ、思いも強いところだと思いますので、またぜひ、機会を改めてとは思っております。

そうしましたら、資料55につきましては、今までの委員の皆さんのご議論も踏まえまして、事務局のほうでさらに精査をいただきまして、正式な報告書という形で取りまとめでいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、今後のスケジュールを含めまして、詳細について事務局のほうからご説明いただいてもよろしいですか。

○子育て支援係長　本日の審議内容を踏まえまして、事務局のほうで資料55を精査させていただきます。委員のほうで最終確認をいただきまして、お気づきの点等ございましたら年内に事務局のほうへご連絡いただきたいと

思います。

最終確定いたしましたものは次回会議で配付させていただいた後、ホームページ等で公表させていただこうと思います。また、庁内で連絡会がございますので、各担当課のほうには報告させていただこうと思っております。

○馬場委員　　ごめんなさい、ちょっと勘違いしていて。この見込みの数量をやってから、最終的にこっちの55をやるのではなくて、もう55はここで議論は終わりですか。

○松田会長　　見込みの数量は、議事としては違う内容です。今日、これからやります。

○馬場委員　　済みません、では資料55のことで1つだけいいですか。子育て世代の転出超過のことが書いてあるのですが、前回から保育の見込みの数量については議論されていると思うのですが、特に1・2歳児が100名以上、たしか転出していたと思うんです。それでこういう対策を立てられていると思うのですが、この転出者が仮に小金井に残った場合は、当然、その分の保育の見込みの数量は上がるはずですよ。それはこの計画に加味されているのでしょうか。

私が気になるのは、潜在的な需要はもっとあるのではないかと。傍聴者の意見にもあるように、後追いではしようがないので、せめてここに書くのだったら、この部分が小金井にとどまって、なおかつ小金井で保育を受けるという前提で計画を立てておかないと、何かここだけアピールして、行かなかったら保育の質・量を確保できますよみたいに思われるのも何か変かなと思います。

私の考え方だと、多分加味されていないと思う。今までの移行の数しかないので、転出者が戻ってくれば需要はもっと多くなるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援係長　　前回からご審議いただいております計画変更の中の保育利用希望率の件なのですが、次の資料56の中でご説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

○馬場委員　　はい、それでいいです。

○松田会長　　評価ということと、それに基づいて次の計画変更のために量の検討などという流れになっているのでということですが、ただ、評価するとき、それが次にどうつながるかということも若干考えたり書き込むというようなスタンスはもちろんありますので、少し、今のご意見も、これ以降のご意見を受けながら、事務局のほうで精査していただいて、55のほうはこれまでとさせていただくということよろしいでしょうか。

○馬場委員　　はい。

○松田会長　　ありがとうございます。それでは、次第の(2)につきましては、一応、これは本当

に、今もご議論があったところですが、手続の課題というのはこれからも残りますが、本日の審議をもって今年度分はひとまず終了という形で、次に進めさせていただきたいと思えます。

次に次第（3）の、今議論をしております子ども・子育て支援事業計画変更に係る量の見込みと確保の内容を議題としたいと思えます。

こちらは傍聴の皆様方から大変貴重な、熱心なご意見もいただいているところですので、引き続きしっかりと議論をしていければと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 子ども・子育て支援事業計画の変更における量の見込みと確保内容の案につきましては、前回会議の資料54でお示したところですが、この中で、1、教育・保育施設の部分について一部変更を行い、資料56の第2案として資料提出させていただきました。資料の中の下線部分が前回資料からの変更箇所となります。

まず3ページの、量の見込みの算出方法についてです。ゼロ歳の利用意向率ですが、ニーズ調査結果の26.4%、これは前回の数字ですが、過去5年間実績の最大値である27.1%に数値変更いたしました。また、これに伴いまして、表の右のほうの必要利用定員総数についても再計算いたしました。

この中で、利用意向率につきましては、前回会議を含めましていろいろご意見を頂戴しているところですが、ゼロ歳については前回お示した数値から微増、1・2歳及び3歳以上については前回と同じ数値としております。

今回、このような利用意向率とした理由については3つございます。まず第1に、小金井市における利用意向率の過去5年間の実績を見ますと、おおむね毎年増加しておりますが、今回設定した数字はゼロ歳、1・2歳、3歳以上の各区分におきまして、過去5年間実績の最大値以上の数字となっており、過去5年間実績に照らして一定の整合性のとれたものとなっております。

第2に、本年11月に29年4月の保育施設利用申請の一次募集を行いました。その申請者数から平成29年度の利用意向率について推計を出してみましたところ、ゼロ歳については28年度実績から微増、1・2歳及び3歳以上につきましては平成28年度実績とほぼ同じという結果になりました。

今回、計画変更を行いますのは、平成29・30・31年度の3年間についてですが、29年

度につきましては、先ほど申しましたとおり、平成28年度実績とそれほど大きな差が出ない見込みです。残りの30年度と31年度につきましては、2年間のみということもありまして、その間に利用意向率に大幅な乖離が生じることは想定しにくいと考えております。

それでも、もし計画と実績に乖離が生じた場合には、必要な対応を行いたいと考えております。具体的には、毎年4月現在の待機児童数というのは6月ごろに判明いたしますので、それから翌年3月までの約10カ月間の中で、本会議で事業計画の点検評価を行う中で、またご意見を頂戴するとともに、事業計画以上の確保数を目指し、保育定員拡充等の対応を行えばよいかと考えております。

第3に、資料57になりますが、こちらは近隣市及び類似団体における事業計画上の利用意向率につきまして、公表資料をもとに算出したところ、特にゼロ歳と1・2歳の利用意向率については、他市とそれほど大きな違いはないという結果でした。また、他市と比較して、小金井市だけ突出して大きな数字を見込まなければならない特段の理由も見当たらないと考えております。

以上のことから、保育利用意向率については今回の数字とさせていただきます。

再び資料56の、前回からの変更点に戻ります。

平成29年度の確保数について、前回資料より増加しました。3ページになりますが、下線を引いてあるところで、新規小規模保育事業がプラス3人、次に4ページに参りまして、新規小規模保育事業がプラス12人、新規家庭的保育事業がプラス5人、新規家庭福祉員が3人となっております。前回からの変更点は以上となります。

なお、保育施設待機児童数の関係ですが、3ページの3号認定（0歳）の過不足の欄をごらんいただきますと、平成29年度がマイナス31、30年度が1、31年度が3となっております。

続いて4ページの3号認定（1・2歳）の過不足の欄をごらんいただきますと、平成29年度がマイナス99、平成30年度が20、31年度が31となっております。この中でマイナスとなっているのが待機児童数として見込まれる数値であり、ゼロ歳と1・2歳を合計した計画上の待機児童数としましては、平成29年度が130人、30年度以降は待機児童解消となる見込みとなっております。

資料については以上です。

○松田会長

ありがとうございます。

それでは、教育・保育施設についての量の見込みと確保の内容ですが、今のご説明で、まずはご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○沢村委員 3ページと4ページで、下線が引いてあるところが前回から変わったところだというご説明をいただきましたが、3ページでいうと、新規小規模保育事業がプラス3人、4ページの新規小規模保育事業がプラス12人、この部分というのは、前回の計画ではなかったものが、新たにプラスされたという理解でいいのでしょうか。平成29年度の増減のところにあるので、つまり来年度に新たにふえる事業なり家庭福祉員が、前回提示資料よりふえたという理解でいいのですか。

○子育て支援係長 沢村委員のお見込みのとおりです。前回会議資料では入れていなかった数値を今回追加で入れさせていただいております。

○沢村委員 それはもう、来年度開始される事業がふえたという理解でいいのですか。

○子育て支援係長 そのとおりです。

○松田会長 ほかにいかがでしょうか。

○沢村委員 細かい数字のところですが、資料57の27.1、ちょっと網かけになっているところが、こっちのA3の資料だと、3ページの平成29年度の27.1を最大値として拾ってきたという意味なのでしょうか。その場合、46.5というのは4ページのどこから拾ってくるのがちょっとわからなかったもので、それだけ伺いたいと思います。

○子育て支援係長 27.1%、ゼロ歳の部分につきましては、こちらはニーズ調査結果のときは26.4だったのですが、今回、過去5年実績の中で一番大きいものを拾ってこようということで27.1%の数字にいたしました。

1・2歳の46.5%につきましては、こちらは平成25年度中に実施しましたニーズ調査の結果に基づいて算出したものになります。

○沢村委員 ということは、この第2は資料56の参考確保実績というのとは直接関係ないということですか。たまたま27.1%が、3ページの参考確保、実績確保ともに出てくるんです。これは、この数値を持ってきたというわけではなくて、別の資料から持ってきたということですか。

○子育て支援係長 3ページの27.1%というのは、過去5年間実績の最大値ということで、3ページの中の右下に参考（実績）の表の中の平成26年度、一番下ですが、27.1%という、ここの数字を引っ張ってきております。

○沢村委員 それは、これと同じなんですね。46.5というのが、同じ表からは読み取れないですが、

それはまた違うところから。

○子育て支援係長 違うところからです。

○沢村委員 わかりました。

○松田会長 前はニーズ調査から引っ張ってこられていましたが、ご議論を受けて、ゼロ歳は過去5年間実績の最大値に数字を置きかえたということですね。

○沢村委員 ということは、ニーズ調査と実績で、どちらか高いほうを選んだと。

○子育て支援係長 結果的にそうなります。

○沢村委員 わかりました。

○馬場委員 最大値をとっていただいたのはよかったとは思いますが、でも、それはやっぱり最大値で、例えば、先ほど言った転出者がとどまった場合だとか、潜在的なニーズと言われている育休中で申請していない方だとかは加味されないので、やはり少ないと思います。

とりあえず、待機児童解消加速化プランの29年度末の厚労省の1・2歳児の利用率の見込みが48になっているので、やはりそれ以上でやらないと、本当の待機児童は解消しないのではないかと思っているのですが。この計画との整合性はとらなくていいのでしょうか。

○子育て支援係長 馬場委員のほうで出されている資料を、こちらも詳細を存じていないのですが、加速化プランの話で48%というのは、利用意向率とはまた別で、保育の利用率ですよ。

○馬場委員 利用率です。

○子育て支援係長 利用率は多分別の数字だと思います。利用率だったら供給面に着目した数字で、こちらで先ほどから議論しているのは需要面に着目した数字で、需要と供給で多分視点が違う数字で。

○馬場委員 でも、需要のほうは当然多いんじゃないですか。待機児童がいるという前提で話せばですが。

○子育て支援係長 小金井市の状況としましては、先ほどから出している数字ということになります。

○馬場委員 なおかつ、女性の就業率も70.8から、厚労省は77と、年度につれて少しずつふえている見込みを立てているのに、やはり立てていないですよ。やはり、傍聴者の意見にあったとおり、数字の後追いだけなので、いつまでたっても潜在的なニーズは解消されずに、つくればつくるだけ待機児童はふえていく、そんなに変わらないという状況に、このままだととなりかねないのかなと。

特にゼロ歳児のところ、29から31になって減っているというのは、やはりどう考えても推計がおかしいのかなと。実態と合わないような気がしてならないのですが。

○水津委員　ずっと待機児童解消の話をしていながら、何となくぴんとこないなとずっと思っているのは、要は保育所利用というのは、既に仕事をしている人の利用ですね。馬場さんが言うような潜在的な保育利用というところまでいくと、今は仕事をしていないけれど、仕事を探していて、したいんだという人の割合は、社会状況から見たときに今後どんどんふえていくと思うんです。そうなったときのものの考え方みたいなものというのは、やはりこの計算方法とか行政的な考え方では拾い切れないのかなというのが、市民感覚というか、実際の子育て状況を見た中でのお考えだと私は思うのですが、その辺まで加味するとなると、行政的にはとても大変なのでしょうけれど、それが全くない中で、数的に調査の人数で待機児童は解消できますというのが、どうも、私の気持ちの中にしっくり落ちないのはそこにあるのかなとずっと思っています。

○保育課主査　今、個別実務的なところのお話も出ましたので、ちょっと部分的な回答にはなってしまいますがお答えさせていただきます。まず、よく報道でたくさん待機児童に関するものを皆さん見いただいているのだなと感じておりますが、国のほうで言っている待機児童という言葉のうち、潜在的待機児童という部分につきましては、馬場委員のおっしゃるとおり、自治体によっては育児休暇中の方を待機児から引いているような自治体もあるというのが国の定義です。小金井市におきましては、過去にそういった定義がなかったため、毎年待機児童という言葉を変えてしまうと比較ができなくなってしまいますので、154人という待機児童の中には育休中の方も含まれております。

それから、今、申し込みの要件の中でおっしゃっていただいた、これから働く方、保育の申し込みの中でいうと保育園が決まらないと働けないという方も当然いらっしゃると思いますが、そういった方につきましては、就労している、要は働いているとみなして、今、育休中の方や既に働いていらっしゃる方と同じような点数づけで選考をさせていただいておりますので、ほかの自治体では受け付けていないという事例もあるかと思いますが、小金井市においては、今おっしゃっていただいたようなご懸念の部分はないということをお伝えさせていただきます。

○馬場委員　私が今日調べてきた資料の154の内訳には、育児休業者がゼロになっているのですが、府中は103とか日野は56とか入っているのですが、小金井はゼロです。

申し込み者の状況で、厚労省のホームページの市町村別を出したのですが、申し込み

者が2,221で、待機児童者が154の数字の内訳です。

○保育課主査 恐らく厚労省の資料は、たしか保育園に通っている方とかもトータルで申し込み者数もあるうち、既に通っている人、育休中の人とかを順々に引いていくような形になるので、そちらの記載があるかないかで待機児童に含んでいるかどうかというのが……。

○馬場委員 わからないから。まあ、後でちょっと確認してみてください。

○保育課主査 はい。今申し上げたように、待機児童という言葉が、報道で出るものにつきましては全国同じような国の決めている基準どおりに報道されてしまうところですが、実は自治体によって詳細な考えが違うということと、さらにややこしいことを言ってしまうのですが、国のほうで、どこかの報道発表資料で見たのですが、来年度さらにまた、こういったさまざまな社会情勢を踏まえまして、待機児という考え方を改めると。詳細をどういったふうに改めるかはまだ出ていないのですが、そのような変更が毎年、小さいものから大きいものまで行われているということをお伝えさせていただきます。

○馬場委員 水津さんも言われたとおり、感覚的に合わないんです。特にゼロ歳児の284から280に減っているというのは、人口が減っているから、多分それに合わせて利用率を下げてしまうと減ってしまうということなのでしょうけれど、やっぱり感覚的には合わない。マンションも建って、子育て世代が来て、当然、小金井のマンションは高いですから、共働きじゃないとローンが払えないという状況も出てくるわけですから、減るといえるのは感覚的におかしいので、例えばこれに乗数で、何でもいいから掛けてほしいというか。

○小川委員 心情的にはものすごくよくわかるのですが、今までここでずっとやっていた方法と考え方では、数字を出す上では、今まで検討していた方法が最善なのかなというのはすごく感じています。統計学的にも、考えていく上で一番いい方法というのは、多分ふえるであろうという見込みをつける方法がものすごく難しく、数字を出すときにはとても難しくできなくて、今みたいな方法でずっと私たちは数字を出してきたのかなと認識しているのですが、どうですか。

○馬場委員 ただ、それをやって今現在の待機児童があるわけなので、それはどこかで改めなくてはいけないと私は思います。せめて、この数字、例えば女性の就業率が上がるという見込みがあれば、その割合は別に悪い数字ではないので、当然、国としてもこれだけ上がっていくんだと認めている数字であれば、そこは倍数として使っても別におかしくはないと思います。

○松田会長 いかがでしょうか。

生活実感として、なかなか待機児童というものの問題が解消していない。むしろ、この取り扱い方からは、それでは解消できないのではないかという感覚があると。一方で、行政政策ですから、これぐらい、みたいな決め方はもちろんできないわけで、やはり根拠をしっかりと確立させた上でやっていかないといけない。その根拠のとり方に関しては、実は国のほうもかなり、少しずつですが修正がなされている状況にあると。1つは、そういう中での議論になっているということですよ。

もう1つは、潜在的という言葉がありました。保育を必要とされる方というものが、実は状況に応じて変化するという部分もある。そういう中で、もちろん、条件を整えれば子どもを預けて仕事をしたいという方は、調査をしてもその調査時点よりはいつもふえるという状況は出てくる。

ですから、根拠のある数字から人数をとらないといけないということと、潜在的な部分を含めて満足のいく形で実数を用意するということは、基本的には矛盾する部分はないのだと思います。

前回のこの会議の話もそうだったのですが、例えば単純に児童数の推計値ということだけを考えても、実際にその推計の方法としては、コーホート変化率というものとコーホート要因法という2つの方法しか、今のところ安定的なオーソライズされた方法はないので、ある種選択をしないとイケなくて、そのときに、直近の何か非常に変化の激しい状況が小金井市にあるとすれば要因法をとる可能性もありますが、基本的には変化率をとるとのことでは、選択としてはできないところです。そうすると、児童数の母数というのがそういう形で出てくるのですが、それとて今回のようにやはり推計値からは離れてしまう実績が出てくる可能性がある。

そういうことだと思いますので、これは、例えば小金井ケースみたいな、ある特殊な掛け算をする数字みたいなことを本当に検討して、それが市民全体に対して、子育てをされる方もされない方も、市民全体の合意として設定できるような時代が来れば、もうちょっとその矛盾も解消していくと思うのですが、このあたりはなかなか本当に難しいですね。

長くしゃべったので何か結論めいたことを期待されていると思いますが、改めて難しい問題だということの説明してみたくなった気持ちが強くなっただけで。

○馬場委員 済みません、意見だけ言わせていただきます。厚労省の女性の就業率が、2014年の70.8から77、待機児童の解消プランのときに見込みを立てているのだから、せめて小金

井だって就業率、これは1.1倍になっているわけです。その上げる数字は使って、就業率を加味した計画というのは、当然オーソライズされてもいいのかなと思います。意見です。できれば加味してほしい。

○岩野委員 私も馬場委員に同感でして、実際、社会情勢を考えますと、社会保険の加入の枠がかなり大きく拡大されておりますし、また一方で動きとしては配偶者控除の額もかなり挙がっている。女性が働きやすい環境がどんどん整いつつあるわけですし、そうすると本当に、額面上のコーホートの率の話は重々わかるのですが、先々の動きとしては、やはりここに出てくる率よりも高くなりつつあると思われまして。私としてもそういうふうに思います。

ただ、やはりそこは自治体として、じゃあそれを具体的な率として割り出すとなると、今すぐというのは難しいのかもしれないので、恐らく、次の「のびゆく」を考えるとときには、もう少し高目の数値を持ってこざるを得ないことになるかなという気はします。今はこれで、正しいというのは本当に割り出しづらい話なので。

ということで、済みません、私もとりとめのない意見になってしまったのですが、先々としてはやはり率は上がってくるかなという気はしております。

○水津委員 基本的なことで本当に申しわけないのですが、確保の内容のところ、30年度新設認可園5園とあるのは、これはもう見込みのある話でしょうか。

○保育政策担当課長 30年のプラスについてですが、当然、29年4月1日も含めてですが、今いろいろご相談をいただいている部分がございます。まだ確定値ではないものの、今の段階では5園程度、30年4月1日に開園を目指せる見込みがあるということでもあります。

○水津委員 要するに、これは実現可能な数を出されているということですか。

○保育政策担当課長 そうです。

○原島委員 質問ですが、保育意向利用率を27.1%、3ページの3号認定（0歳）でいうと、保育意向率を27.1%で計算して、3ページの表でいくと保育利用率のほうは27.2%で算出しているという理解でよろしいんですね。

○子育て支援係長 そうです。意向率のほうは27.1%、これは需要面に着目した数字です。保育利用率に関しては供給面に着目した数値で、また別の概念になります。

○原島委員 ですので、3ページだけに限っていいまして、下の参考とあるのは保育意向利用率ですから、平成27年度は22.4%の意向があったのに対して、実際の利用率はそれよりも1%強高い23.5%だったという理解でよろしいんですね。28年度についていうと、

25.8%の意向だったものが26.4%の利用率があったという理解で合っていますか。

○子育て支援係長 28年度は利用意向率、需要面では25.8%でした。保育利用率、供給面に着目して出しますと、最終的には26.4%であったと。

○原島委員 であったという結果ですね。

○子育て支援係長 新年度ですと、結果は21.4%です。真ん中の、平成28年度進捗状況のところの保育利用率です。

○原島委員 そうか、実績数は21.4ということは、意向率よりも利用率が低かったということですね。それが待機児童だと。

○馬場委員 そうすると、厚労省の29年度の利用率が48ということは、やはり意向率も48あるはずですね。48ないと全員入れないわけだから。利用している数が48%の利用率ということであれば、当然意向率のほうが高くなるはずなので、国のプランよりもやはり低いと思われま。

○松田会長 ほか、ご意見いかがでしょうか。

○原島委員 そういう話を聞くと、私も馬場さんの考え方に非常に近くて、不安は不安です。先ほど岩野委員もおっしゃいましたが、女性の実際の就業しやすくなっていく環境の整備というのが進んでいけば、保育園の利用率というのも当然上がっていくだろうという推測にもうなずけるものがすごく大きくあります。片や、小川委員とか、先ほど会長もおっしゃいましたが、何がしか行政としてよりどこかにすべき数字をとというのも、前回もお話ししているんですね。

その上で、見直しをしていくタイミングというのがすごく大事な点。過去にこの計画が始まって、今のタイミングで見直しに入っているということが、早いのか遅いのか。見直しをするに当たってどういうプロセスを何カ月でやっていくかという計画がないとこのほうが、私からするとちょっと不安かなと。保育園の場合だと、待機児童解消ということを考えると、新たな園が開設するのを待つというのが一番大きな解決策のよりどころになると思うのですが、そのプロセス、手続というか、どういう計画を、それを最短距離で実現していったら、待機児童になったとしても、その待機児童状態というのが慢性的なものにならないような施策といえますか、対策、計画というものがなくて、毎年毎年見直していても、常に後追い後追いで、この数字がやっぱりおかしいんじゃないかというような疑念がますます深まっていくだけなのかなという気がします。

数字が誤りを含んだものとして計画をするのであれば、解決策も同時に考える必要が

あるんじゃないのかなと思います。解決のプロセスを明確にする。

○松田会長 いかがでしょうか。

まず、基本的に今議論している部分というのは、量の見込みのことについてです、原則として算出方法というのが示されていて、児童の推計値×利用意向率から算出ということで、その利用意向率というものがどういう数字かということで、それが実は実態とそぐわないのではないかという議論ですよ。

今日、市のほうから提案があったのは、過去5年間のマックスの数字をそれにかえてこの部分に対応したいというご提案があったと。それに対して、それでもまだ実態には実は合わないのではないかということで、女性の就業率とかさまざまな、厚労省の数字は恐らく全国の数字なので、いろいろな数字を見る限り、そこではまだ合わないのではないかという議論になっていると。

どうしても、行政寄りということはないのですが、まとめていくというプロセスでちょっと立場をとらせていただいたり、経験という形でいいますと、行政の決定プロセスの中で、やはり数字の持つ意味というのが重要になる。それが一番コンセンサスを最大限得やすいからなのですが、例えば女性の就業率というものは、予測される数字としては非常に大きいのですが、一方でダイレクトな数字ではないんです。多分予測されるから影響を大きく与えるというのは、本当に多分そうなのですが、保育の量ということにかかわるダイレクトな数字ではない部分、やや、意向調査等の数字よりは説得力が弱くなるという面は、やはりまだまだあると思います。ただ、おっしゃるとおり、現実はその数字が反映されているということも、僕もそういうことは感じます。

そういう意味で、小金井市において女性の就業率等を掛け算に加えていくというのは、行政としては本当はかなり思い切った決断になるところがあつて、それはなかなか、プレッシャーをかけ続けていく必要はもちろんあると思いますので大事だと思いますが、具体的にそこで決定をしていくというのは、一山二山、まだ越える部分は出てくると思います。

そういう意味で、先ほど原島委員がおっしゃっていただきましたが、しかしながら、これだけ違うということが予想されるわけだから、ならばむしろ、もっと見直しを早くして、修正も早くするということがないと、この状態のままではやはり、よしという形にはもちろんならないというようなことをおっしゃってくださったかなと思っています。

そうすると、数字の確認をやはり毎年するというのを、まずこの会議から条件づけ

るといいですか、了解するけれど、まずは毎年して、その修正・確認をしていくということを書き記すと。そういうところで取りまとめるといいのかなと、司会者としては思ったのですが、いかがでしょうか。

○水津委員　　やっぱり、先ほどの市長へのあれにあったように、小金井で子育てをしやすい、保育園に入りやすいまちということを訴えたいとするならば、このぐらいの数字でというのは、この計画の中で何年後というのは、いろいろと難しいかなという部分があるので、おっしゃるように、毎年きちんところこの会議で見直しして、保育状況を把握していくということが一つ条件なのかなと思います。

今、この数をふやせとか掛けろというのは非常に難しい問題だと思うので、実態の中で合わないところはすぐに直すとか、そういうことを浸透していかないと、ここに書いたものと齟齬ができるような気がするので、そのところはぜひつけ加えていただければと思います。

○松田会長　　ほかはいかがでしょう。

○小川委員　　原島委員がおっしゃっていたことは本当によくわかります。別に私は当局を弁護するわけではないのですが、この数字で予算を立てるわけですよ。議会の中で、どうしてこういうふうになったのかという検討がなされるときに、さっきおっしゃったような掛ける数字、これはどういう根拠で出てきたのかというようなことがやはり問題になってくると思うんです。

いろいろな根拠がそれはあるというところで、当局も出すようになったとして、そこで話し合いが持たれて、おかしいんじゃないかというようなことで、いわゆる暫定予算みたいになってしまったりするのはすごく困るなと思います。

ですから、今までのような形で、予算が通るような形で、私たちは出したほうがいいのかなと。先ほどお話がありましたが、後追いになってしまうかもしれないけれども、常に見直しをしていくというのが必要なのではないかなとすごく思うのですが、どうでしょう。

○原島委員　　おおむね私が言っているのはそういうことでして、ただ、見直しをするということの手がかりといいですか、もうちょっと、市民の目にも、見てわかるようなプランというものをつくっていく必要はあるんじゃないですかという提案をさせていただいたつもりです。

見直しをするというのは必要なことで、ただ、見直しをしますという言葉だけだとい

かようにも捉えられてしまいまして、変な期待を抱かせてしまうということは一番やってはいけないことだと思いますし、その手続としてどういうことが、どれぐらいの期間で可能なのか、やるべきなのかということをこの会議で話し合ってもいいのかなと考えた次第です。

それともう1つ、見直しをするに当たって、先ほどから馬場委員が一生懸命いろいろな数字を資料として提案してくださっていますが、もし、この見込み数、利用意向率が今回計算したものよりもやはり高くなっていたという場合には、それは算出の仕方というものが、過去5年間の最大限というところから持ってきたというのは間違っていたのだという認識を持って、もう一度算出方法を、いろいろな意見も入れながら考えていく必要があるのかなと思いました。何が、どこの数字が動くと影響してくるのかということの尺度といただけますか。

本当にご苦労されているのはよくわかっているのですが、「いいね」とポチッと押してあげたいぐらいなのですが。ただ、これだけの貴重な、馬場さんがこれだけ調べてきてくれたということや、伸びている数字は何なんだというところに着目をうまくしながら、よりよい計画が立てられるということももう一つ同時にやっていったほうがいいかなと思いました。意見です。

○小川委員　　まさにおっしゃるとおりだと思います。見直しの時期としては、私は、予算編成の前、この時期ではもう遅過ぎるのではないかなと思うんです。ですから、こういう話し合いの機会の中で、予算を組む前の段階で考えていかなければいけないだろうなと思います。

それから、蛇足ですが、130万円の件ですが、110万円のほうが収入が高くなるというような一つの計算も出ているので、130になったからといって、即それが雇用の促進になるのかということも難しい部分があるので、やはり実際の数字を見て、変化を見て計算していくほうが現実的なのかなという気がします。

○馬場委員　　皆さんのおっしゃることもわかりますし、最初に、これは計画なので、当然実績が申し込みを上回って待機児童がふえれば、それだけ保育所はつくるんだというお話もありましたので、一応計画という形で、どうしても就業率の加味が難しいということであれば、それはそれでいいのかなと。あとは見直しをしっかりとすることです。

ただ、見直しのタイミングとして、例えば待機児童の数ではだめだと思うんです。あくまでも、町田だったら6,000人の規模があつて100人だと。60分の1だから60人で1人落ちるだけで、小金井の場合は1,700人しかいないので、100人待機児童がいれば17人の

うち1人が落ちてしまうという話になるので、待機児童の数ではなくて、あくまでも入れなかった人が、例えば20人に1人でも入れなかったらやはり見直しをすとか、そういう率のほうで考えていただいて見直しをしていただければ、計画は計画なので、齟齬が出たときに見直すという担保があれば、それはそれで納得がいく話なのかなと思います。

○松田会長 時間のほうも限りがありますので、今までのお話を少しまとめますと、毎年数値を見直すということで、齟齬や変わりが出た場合には対応をとっていただくということ、そういうことを担保した上でということを取りまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ただ、一点、やや言葉に気を使ってしまうところがあるので、「誤った数字」と原島委員がおっしゃったのですが、それはちょっと、言葉としてはどうかと思うところがあって、そうしますと我々は誤った数字を認めたという話になってしまうのですが、あくまでも、先ほどから私は感じるのですが、最大限オーソライズされた数字を探していて、ベストではないかもしれないけれどセカンドベストぐらいの数字は求めていると思うんです。ですから、例えば女性の就業率が掛け算にならないところというのはもどかしい限りですが、いずれ絶対にそれは改善されていくことと思います。そのためには、小金井だけの問題ではなくて国の問題もそうですし、我々大学やいろいろな周りの関係者が知恵を出し合って合意を形成していくということが進むと思うのですが、ただ、今の段階では、最も最適な数字をとっている。そういうことをこの会でご了解いただきつつ、この会としてさらにチェック等、適正な対応の担保ということをお願いすると。そういう形でまとめさせていただいたらありがたいと思います。

○原島委員 「誤った数字」を修正して、「今回最適と思われる数字」ということにしましょう。

○松田会長 はい。済みません。

○原島委員 いえ。ちょっと質問ですが、今回のこの計画の見直しをいつまでに終わらせなくてはいけないものかと。もう年度が変わってしまうのですが、全体のスケジュールは、今日、また学童の話が全然できなくて、たくさん傍聴に来てくれた人に悪いなと思っているのですが、いつまでにこれを。1月でしたっけ。

○子育て支援係長 子ども・子育て会議では、1月の会議で計画の素案を固めて、その後、市のほうとしてパブリックコメントを1カ月程度行いまして、3月末には変更計画の策定というスケジュールで考えております。

○松田会長 ですから、今日、この教育・保育施設の議論を終了させましたら、その次に、資料でいきますと5ページから15ページまでをさらにやっていくということになりますが、それが今のスケジュールでありますね。

○原島委員 次回で5から11ページを全部やるということですね。

○松田会長 一通り、まずはですね。その上で、最終の確定は今お話しされたようなスケジュールになりますが。若干、今日も、本来もう少し早く入れればよかったのですが、この量の見込みの問題というのは本当に皆さんご意見のあるところですし、まず保育の待機児童の問題というのは大きな問題ですから、少し時間をとらせていただいておりますが。

そうしましたら、一応、今お話ししましたようなまとめで、教育と保育施設の部分は、委員会としては取りまとめしていくという形で、次に進ませていただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 それでは、次の資料54の5ページ以降に移っていきたくと思います。

まず5ページの利用者支援事業について、今日は時間の関係で、家庭的保育事業等の認可についての案件がございますので、今日は5ページの部分に限定いたしましてお話をさせていただければと思います。

ちょっとマネジメントを考えますと、5ページをこの短時間でというのも拙速な気がいたしますので、5ページ以降のところ、現在、委員の方々のほうから問題意識を感じていらっしゃる、あるいは質問等がございましたら、広く全般にまずご発言いただいで、次回それぞれ詳細に検討していくということで進めさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

では時間のほう、5分ほどと限定させていただきまして、現在のところ、5ページ以降の部分で、少しご質問、ご意見、まずはございましたらお願いしたいと思います。

○原島委員 ちょっと聞いておかないといけないので、学童保育のことですが、7ページですが、学童保育量の見込みというところを見ると、低学年量の見込み、高学年量の見込みとあるのですが、現在、学童保育所は基本的には低学年のみで運営しているので、低学年のみの数字だけとりあえず見ていただければいいと思うのですが、確保の内容については810で頭打ち状態になっているのに対して、量の見込みのほうは右肩上がりであってあるような状況があります。この量の見込みについての算出方法等は次回ご説明いたかくとして、気になっていることは、このようないわゆる大規模化している状態の中で、

どのような懸念があるのかということが1つ。もう1つは、どのような対策を今後考えることができるのかということ、大きく分けてこの2つの点について、次回で結構ですので、5分では無理だと思いますので、お答えをご用意いただければと思います。

○新保職務代理 5ページの利用者支援事業と、7ページの放課後子ども総合プラン事業が、計画変更
に新規掲載する事業ですので、この部分を少し丁寧にご説明いただきたいと思っております。その上で質問したいこともございます。

○沢村委員 6ページの延長保育についてですが、記載が公立保育園と私立保育園なのですが、小規模保育とかはどのような枠組みになっているのか、ちょっと確認したかったのですが。

○保育課主査 家庭地域型や家庭的保育事業の延長保育のことですか。

○沢村委員 そうですね。いわゆる保育園ではなく、小規模なところも全部ここに含まれているのか。事業としては。

○保育課主査 申しわけございません、確認をして次回お答えをさせていただければと思いますが、こちら、進捗状況の中に、26年度にはなかったもので、各私立保育園というような記載がございますので、こちらとそろえている可能性もあるのかなと考えております。27年度の進捗状況数などについては次回までに確認をしておければと思います。

○松田会長 ほかはいかがでしょうか。

もし、今、新保委員や原島委員のご質問で、今日の時点で少しだけでもお答えされるようなことがございましたら、市のほうからお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

時間も迫っておりますので、その部分はまた市のほうからご説明いただくというところから次回始めさせていただくということでもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 申しわけありません。もう少しマネジメントがうまくできればよかったです。それこそ学童の問題は大きな問題ですので、大変ご関心をお持ちで来ていただいていると思うのですが、次回、頭のところからしっかりと始めさせていただきたいということで、ひとまず本日は終了させていただければと思います。

そうしましたら、この部分から次回スタートということで、本日は次第の(3)を終了させていただきたいと思っております。

それでは、次第(4)に移りたいと思っております。家庭的保育事業等の認可についてということで、この部分、この審議は公開することが子ども・子育て会議の適切な運営に支

障があると認められるときに該当することから、非公開という形で進めさせていただいております。この審議はおおむね10分程度を予定しておりますが、この議題を終了しましたら今回の内容は終了ということになりますので、会議の終了となります。

そこで、傍聴の皆様方には大変申しわけございませんが、このタイミングでご退出をいただけましたら幸いです。今日は本当にどうもありがとうございます。

(傍聴者退出)

(※これ以降の小規模保育事業等の認可に係る審議内容については要点筆記)

○事務局 本件は小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める小規模保育事業A型での開園を予定している運営事業者からの申請に基づき、認可8資料として提出したものである。事業開始予定日は平成29年4月1日を予定しており、今後改めてご協議いただく予定である。

次に認可9資料についても小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める家庭的保育事業での開園を予定している個人事業主からの申請に基づき提出したものである。事業開始予定日は平成29年4月1日を予定しており、同様に今後改めてご協議いただきたいと考えている。

○松田会長 この2件の認可の事案については、最終的に3月にもう一度、会議で結論を出すということになっているが、質問、意見は。

○委員 認可8の内容は資料56の下線部に対応しているのか。

○事務局 対応している。

○委員 保育課のほうに苦情等があれば、そういった資料を一緒につけていただきたい。

○事務局 特段、保護者からも周辺の方からも苦情等はない。

○委員 医務室が狭いという指摘が、会議で出されたが、問題なく運営しているのか。

○事務局 狭いのではないかという意見をいただき、施設中のレイアウトの工夫によって対応可能であるとのことで、確保されていると認識している。

○委員 認可8の裏面で見ると、事務室兼医務室になっており、この狭いスペースで一定時間を過ごすというふうになる。これだと、どこで事務をするのかという不安がある。

0、1、2歳をふやすというのは大賛成だが、医務室的なところは、確認していただきたい。

○委員 認可8、認可9、それぞれ退所後の3歳児以降の受け入れの連携先はどこか。

○事務局 現段階では資料が出されていないが、3月頃に詳細な説明をしたい。

- 委員 認可9はほかのところと比べて人数が多いような気がするが。
- 事務局 今回、個人事業者から提案いただいたものは、補助者がいるということで、定員設定5人までという想定になっている。
- 委員 この資料については職員構成が空欄であり、これ1枚はいかがなものか。
- 松田会長 そのあたりもしっかりと整えていただきたい。
- 最後に次回の会議の日程を決めさせていただいて終了という形にしたい。新年1月になるが、調整の結果、11日の水曜日、19時からとします。
- これで本日の会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会